

消防用設備の設置基準改正 - 西日本防災システム

1 スプリンクラー消火設備と自動火災報知設備の設置基準が改正されました

2013 12 27

改正の背景と経緯


花火大会会場での事故や、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、ホテルなどでの最近の火災事例を受けて、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」、「ホテル火災対策検討部会」等の検討部会の検討の結果等を踏まえて、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準並びにスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しが行われました。

また、同時に検討部会の報告書等を踏まえて、避難が困難な高齢者及び障害者等が入所する社会福祉施設等において消防機関に通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動を義務付けるほか、自動火災報知設備の設置義務拡大に伴う特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等が行われました。



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 

消防用設備の設置基準改正 - 西日本防災システム

2

消防法施行令の一部を改正する政令等

改正内容

1 火気器具等の取扱いの条例制定基準の見直し

火を使用する器具等の取扱いに関する消防法第9条の規定に基づく市町村条例の制定基準として、対象火気器具等を、祭礼、縁日、展示会、花火大会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することが定められました。

2 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる施設)において、現在延べ面積275 m²以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、原則として延べ面積にかかわらず設置することが義務付けられました。

但し、例外として延焼抑制構造を有する施設は設置義務は生じません。
また、介助がなければ避難できない者が多数を占めない障害者施設等は現行275 m²基準が据え置かれます。

3 自動火災報知設備の設置基準の見直し

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等(自力避難困難な者が入所するもの以外のもの注1)(消防法施行令別表第一(5)項イ、(6)項イ及び八に掲げる施設)で就寝の用に供する居室を持つものに対して、現在延べ面積300 m²以上のものに設置が義務付けられている自動火災報知設備を、延べ面積にかかわらず設置することが義務付けられました。

注1自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等については、既に義務付けられています。

施行期日

平成27年4月1日(1)については、公布の日)



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



消防用設備の設置基準改正 - 西日本防災システム

3

2 消防法施行規則の一部を改正する省令

- 1 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し(第25条関係)
自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における消防機関へ通報する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することが義務付けられました。
- 2 スプリンクラー設備の補助散水栓に係る基準の見直し(第13条の6関係)
補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合の消防用ホースの基準について、必要な規定を定める。

施行期日
平成27年4月1日(2)については公布の日



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 

消防用設備の設置基準改正 - 西日本防災システム

4

3 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令について

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等(消防法施行令別表第一(5)項イ、(6)項イ及び八(利用者を宿泊させ、又は入居させるものに限る。)並びにこれらの用途に供される部分が存する(16)項イに掲げる防火対象物における自動火災報知設備の設置の義務化に伴い、**特定小規模施設用自動火災報知設備**を用いることができる施設の対象にこれらの施設が追加されました。

施行期日
平成27年4月1日



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 